

公立高等学校の授業料無償化等の実施に伴い、奨学制度の見直しを行います。

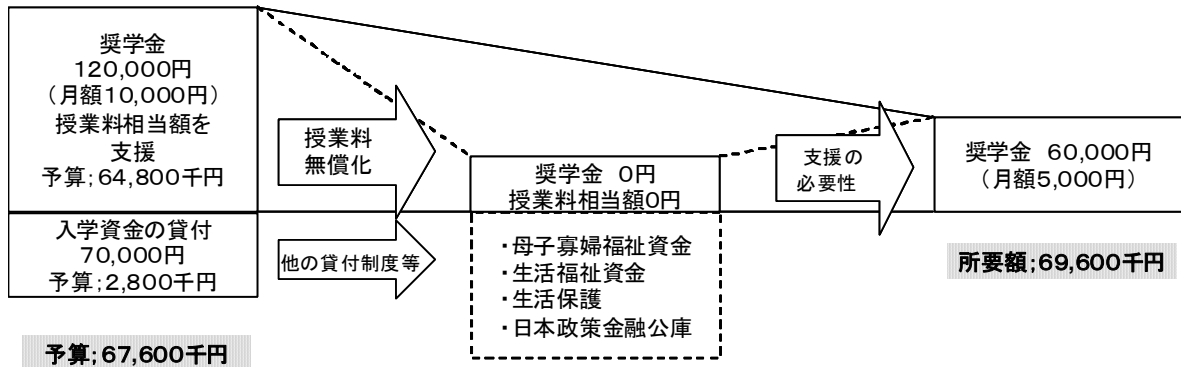
### 1 これまでの横浜市奨学制度

	高等学校在学者に対する奨学金	高等学校入学資金貸与
目的	教育の機会均等を得させるため、経済的理由により修学が困難な者に対して、学資を支給又は貸与し有用な人物を育成する。	
資格	高等学校在学者	高等学校入学予定者
	① 保護者の住所が横浜市内にある方 ② 高等学校に在学し、品行方正な方 ③ 学業成績が、前年度の全履修科目の評定平均値が5段階評価で4.00以上の方 ④ 家計の収入状況が年間800万円以下程度(目安)で学資の支払いが困難な方	① 保護者の住所が横浜市内にある方 ② 高等学校に入学を許可され、又は入学金等の納入を条件として許可される見込みの方で、高等学校入学に伴う諸経費の支払いが困難な方
金額・形態	月額10,000円(年額120,000円)・支給	一律70,000円・貸与
平成22年度予算(人数)	64,800千円・510名	2,800千円・40名
新規採用数	180名~200名程度	40名

### 2 今回の改正による見直し

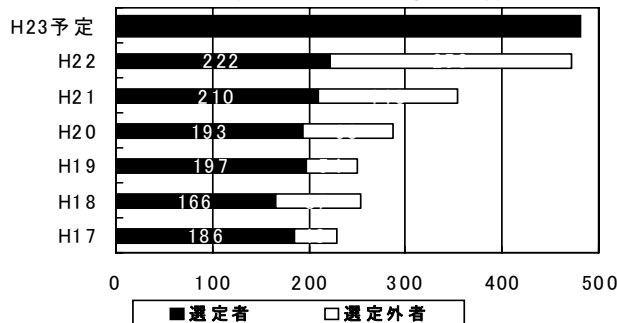
#### 【見直しの内容】

奨学制度を、奨学金の支給に集約し、支給対象者の大幅増員を図ります。  
(支給額の上限：5,000円)



- 奨学金については、「全日制授業料相当額」という考え方が、授業料無償化により根拠が失われました。
- 現状では、教科書や教材費、修学旅行費等の費用について支援する必要があるため、奨学金を存続し、「学校教育にかかる費用の一部支援」という考え方に变更し、月額5,000円を支給します。
- 応募倍率が高く、不採用者が多いため、支給対象者を大幅に増加し、経済状況が最も厳しい区分に属する応募者をカバーします。(図1参照)

経済状況が最も厳しい区分の奨学生採用状況(図1)



- 入学資金の貸与については、母子寡婦福祉資金、日本政策金融公庫の教育ローン等、他の貸付制度等の活用について、必要な周知に努めます。